

前橋市監査委員公表第11号

前橋市長から定期監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和2年12月14日

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 前橋市監査委員 | 根 | 岸 | 隆 | 夫 |
| 同 | 田 | 村 | 盛 | 好 |
| 同 | 阿 | 部 | 忠 | 幸 |
| 同 | 金 | 井 | 清 | 一 |

都市計画部定期監査結果に係る措置通知書

措置日 令和2年11月16日

| 監 査 結 果 (指摘・要望事項) | 指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等 |
|--|---|
| <p>【監査対象所属：都市計画課】</p> <p>1 債権管理事務について（指摘事項） 屋外広告物許可等手数料において、履行期限までに納入しない者に対し、債権の管理に関する条例施行規則第3条で規定する履行期限後20日以内に督促状を発していなかった。 債権の管理に関する条例、同条例施行規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> | <p>屋外広告物許可等手数料の債権管理事務については、各起案者が個々で納付期限を管理していたために漏れが生じてしまった。そこで、担当者を新たに配置して週1回財務会計システムによる執行状況の確認を行うこととし、起案者・担当者によるダブルチェック体制とした。</p> <p>また、相手方の事務処理に要する期間及び郵送のタイムラグを考慮し、納付期限を2週間から1カ月に延長することとした。</p> |
| <p>【監査対象所属：建築指導課】</p> <p>1 補助金等交付事務について（指摘事項） 令和元年度木造住宅耐震改修費補助金において、交付申請書に記載された工期を過ぎてから変更申請書が提出され、承認しているものがあつた。また、実績報告書に記載された工期においても承認前の工期が記載されているにもかかわらず、十分な審査を行わないまま提出を受け、交付を確定していた。 補助金等交付規則第8条及び第10条にのっとり、補助事業の内容に変更が生じるときは遅滞なく変更申請書の提出を求めるとともに、実績報告書の提出を受けたときはより適切な補助金確定の審査を実施するよう努められたい。</p> | <p>変更手続きについては、「交付決定通知書」の交付条件欄に「事業内容に変更が生じた場合は速やかに協議をしてください」と明示することとし、工期についても、「交付決定通知書」の交付条件欄に「工事契約締結後、速やかに契約書の写しを提出してください」と明示することとして、来年度から改善することとした。</p> |
| <p>【監査対象所属：建築住宅課】</p> <p>1 債権管理事務について（要望事項） 市営住宅敷金に係る聴き取りにおいて、残高の総額は財務会計システムで把握していたが、住宅システム側の残高総額との突合がでない状況とのことだった。その結果、昭和34年から平成21年12月までの間に生じたと推定される金額の不一致が認められたため、その対応を図るとともに、令和元年12月の新住宅システム導入に伴い両者の突合が可能となったことから、今後は定期的に突合</p> | <p>平成21年12月以前に生じたと推定される財務会計システムと住宅システムの敷金残高の不一致額の取り扱いについて、関係課と協議を進めるとともに、今後の事務処理において、差額が生じることのないよう注意していく。</p> <p>また、毎月末に当該月の入出金については確認作業を行っていたが、今後は残高総額についても併せて突合及び確認に努め、財務規</p> |

| 監 査 結 果 (指摘・要望事項) | 指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等 |
|--|---|
| <p>及び確認をされたい。</p> <p>また、歳入歳出外現金等の年度末における残高においては、翌年度に繰り越すものとされていることから、財務規則第141条及び第142条にのっとり、残高の総計を含め所属長まで定期的に報告するよう取り扱われたい。</p> <p>2 少額工事の発注手続について（要望事項）</p> <p>おおとも老人福祉センター外壁改修工事（南、東側）ほか4工事において、工事の施工及び契約についての起案に仕様書が添付されていなかった。また、嶺公園管理事務所応接室エアコン改修工事（第1号）ほか3工事においても、少額工事（簡易工事）の施工及び契約についての起案に仕様書が添付されていなかった。</p> <p>工事を実施するに当たっては、少額工事事務処理要領第7条又は第10条にのっとり、必要な仕様書を添付した起案をするよう取り扱われたい。</p> <p>【監査対象所属：市街地整備課】</p> <p>1 現金取扱事務について（要望事項）</p> <p>保留地処分金収納に係る市民へのつり銭交付において、職員の個人的な金銭により対応していた事例があった。</p> <p>公金の取扱いに係るつり銭準備資金については、会計管理者から交付を受けられたい。</p> <p>【監査対象所属：区画整理課】</p> <p>1 財産管理事務について（指摘事項）</p> <p>駒形第二（仮称）先行買収用地（行政財産）である駒形町157番26所在土地ほか1件において、車両の駐車、花きの栽培、生ごみ処理容器の設置など無断で使用されており、不適正な管理状況であった。また、度重なる監査の指摘事項を受けて、柵及び市有地である看板の設置による境界の明示はされていたが、柵の一部に開口部があり、車両等の進入が可能となっていた。更に、前回監査の指摘事項に対する措置状況において、状況に応じて行うとされた行政財産目的外使用許可による使用料の徴収も行われていなかった。</p> <p>行政財産が市の許可もなく、長年にわたっ</p> | <p>則第141条及び第142条にのっとり、確認結果を所属長まで報告することとした。</p> <p>少額工事の発注手続きについては、積算資料として材料や形状等の仕様を確認できるような設計積算書及び図面を添付することにより仕様書の添付を省略していましたが、今後は要望事項をふまえ、起案する際に仕様書を添付するよう取り扱うこととしたい。</p> <p>納入義務者に対し納入通知書を使用しての納入をお願いするとともに、つり銭準備金の交付について検討したい。</p> <p>駒形町157番26ほか1件の開口部については、管理地の閉鎖予告を掲示、駐車車両の移動を促し、去る10月12日に単管柵にて閉鎖した。花き及び生ごみ処理容器等の動産類については、所有を確認し、伐採及び撤去の実施を決定した。</p> <p>今後も、定期的な現場確認を実施するなど、財務規則にのっとり適正な管理を行っていく。</p> |

| <p style="text-align: center;">監 査 結 果 (指摘・要望事項)</p> | <p style="text-align: center;">指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等</p> |
|--|--|
| <p>て一部の者に不正に使用されている状態は看過できないところであり、車両等の進入を可能としている開口部を柵で閉鎖するなど無断使用を防止する対策を直ちに講じ、財務規則第184条にのっとり適正な管理を行うよう改善されたい。</p> <p>2 少額工事の発注手続について（要望事項） 六供土地区画整理事業 都市計画道路整備工事（第1工区）ほか4工事において、工事の発注をするに当たり、少額工事の施工及び契約についての起案に仕様書が添付されていなかった。 工事の発注に当たっては、少額工事事務処理要領第10条にのっとり、必要な仕様書を添付した起案をするよう取り扱われたい。</p> | <p>工事の発注に当たっては、少額工事事務処理要領第10条にのっとり、必要な仕様書を添付するよう改善した。</p> |